

# 第 12 章 検 査



## 第12章 検査

### 12.1 給水装置工事

#### 12.1.1 主任技術者が行うしゅん工検査

1. 主任技術者は、しゅん工するにあたり水道法第25条の4第3項を鑑み、事前に次の事項について、確認を行いその確認結果を書面により報告をすること。

- ① 給水装置の構造・材質基準に適合していることの確認を行うこと。
- ② 施工した給水装置の使用開始前に管内洗浄し、耐圧試験及び水質の確認を行うこと。
- ③ 自主検査報告書、しゅん工届の書類の確認を行うこと。
- ④ 分岐箇所や接続箇所並びに屈曲箇所の施工技術の確認を行うこと。

<解説>

主任技術者は、給水装置工事に関する技術上の管理、給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督、給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認を行うことを責務としており、給水装置工事が適正に施行されたことについての確認をしなければならない。

また、管理者に提出する給水装置工事しゅん工届には、自主検査報告書、給水装置工事しゅん工図面及び施工された給水装置工事の内容が正確に記載されていること。

#### 1. 給水装置の構造・材質の確認

給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認はもとより、管理者の指定する分岐部からメーターまでの工法、工期その他工事上の条件に適合するための確認を行うこと。

#### 2. 耐圧検査及び水質確認

耐圧試験は、原則としてメーター設置場所から水圧テストポンプにより1.75MPaに加圧し、1分間以上保持させ、水圧の低下の有無を確認することとし、耐圧試験は、メーター二次側から以降給水栓までを行う。なお、配管等の条件から耐圧試験ができない場合は上下水道局と協議を行うこと。また、水質試験は、臭気、味、色、濁りに異常がないことを確認する。

#### 3. 給水用具の機能確認

機能試験は、水質の確認後通水し、各給水用具から放流、メーター経由の確認及び吐水量、作動状態などを確認すること。

#### 4. 書類確認

給水装置はその大部分が埋設部、隠ぺい部となり、施工状況の確認ができない。このことから、主任技術者は、使用された材料、施工内容等について給水装置工事に従事した者からも確認し、

提出するしゅん工届と実際の施工の内容が相違ない旨責任をもって確認すること。

### 12. 1. 2 管理者が行う検査

1. 提出された工事しゅん工届等の書類検査
2. 給水装置工事主任技術者の立会による実地検査を行う。

<解説>

管理者が行う検査は次によるものを原則とする。

#### 1. 書類検査

提出された自主検査報告書、しゅん工届の内容及び給水装置の構造・材質が政令で定める基準に適合していることを主任技術者により確認が行われていること等の書類検査を行う。

#### 2. 管理者の行う検査の立ち会い

主任技術者は管理者の行う検査に立ち会わなければならない。又管理者が必要と認めた時は、その身分を明らかにする証明書の提示をしなければならない。

#### 3. 実地検査

(1) 配水管からの分岐工事を施行する場合は、給水装置工事立会兼しゅん工検査願(様式第15号)を提出し、主任技術者の立会による実地検査をうけること。

##### (2) 検査の項目

- ① 既設配水管口径及び深さ、寄りの確認
- ② 水平器によるサドル付分水栓の傾斜確認
- ③ 穿孔後の密着コアの装着の確認
- ④ サドル付分水栓からメーター又は第1止水栓までの使用材料の確認
- ⑤ 給水管埋設表示ピンの設置確認
- ⑥ 継ぎ手接着剤の塗布の確認
- ⑦ 既設配水管からの分岐工事(不断水分岐工事)が適切であるか耐圧確認。耐圧試験水圧は原則として1.25MPaを1分間加圧し、漏水が生じないことの確認
- ⑧ サドル付分水栓からメーター又は第1止水栓までの耐圧確認。耐圧試験は原則として1.0MPaの水圧で1分間加圧し、漏水が生じないことを確認
- ⑨ 他埋設物との離隔確認
- ⑩ 埋め戻し、転圧の確認
- ⑪ 止水栓等の適切な高低位置確認
- ⑫ 既設分岐引込管で不用分岐管は撤去し、分水栓の閉止後、分水栓キャップ等の設置確認
- ⑬ 残留塩素 0.1 mg/L 以上であるかの確認

- ⑭ その他管理者が必要と認めた項目について確認を行う。

### 12.1.3 検査の合否

1. 検査に合格した場合は、メーターを設置し、水栓番号を表示する。(給水条例施行規程第17条)
2. しゅん工検査に不適切な事項を指摘された場合は、当該事項について修正の上、再検査を受けること。

#### <解説>

1. 検査に合格した場合は、メーター設置の後、設置家屋等の門戸その他容易に確認できる箇所に定めによる水栓番号の標識の表示(設置)を行うため、工事事業者は、その位置について事前に申込者と確認をしておくこと。
2. 給水装置の構造・材質が基準に適合していない場合は、基準適合品に取り替えるまでの間メーターの設置は行わないものとする。ただし、完了検査に不適切な事項を指摘された場合でも軽易な図面訂正等で是正できる内容のものについては、工事事業者は、速やかに図面の訂正等を行うものとする。
3. 検査に合格した場合は、指定工事事業者の申し出により給水装置工事しゅん工検査済書を交付する。

### 12.1.4 給水装置所有者への引き渡し

1. 工事事業者は、工事完了検査後、申込者へ給水装置の引き渡しを行うこと。

#### <解説>

所有者へ給水装置の引き渡しは、次により行う。

1. 給水装置工事図面(写し)一式を引き渡すとともに、工事内容等について説明すること。
2. 給水装置の管理区分(給水装置の管理義務)等の内容について説明すること。

## 12.2 給配水装置工事の検査

1. 給配水装置工事が完成したときは、管理者のしゅん工検査を受けること。
2. しゅん工検査合格後、申込者は給配水装置の無償譲渡申込書を提出すること。

<解説>

1. 給配水装置の工事が完成したときは、給配水装置工事しゅん工検査願(様式第 38 号)、しゅん工届(様式第 40 号)、給配水装置工事使用材料確認書(様式第 34 号)、工事写真アルバム、しゅん工図を提出し、主任技術者の立会による実地検査を受けること。
2. しゅん工検査に合格した後、申込者は、給配水装置の無償譲渡申込書(様式第 41 号)及び給配水装置無償譲渡内訳書(様式第 42 号)を提出し、当該給配水装置の維持管理を上下水道局が行うものとする。
3. 検査に合格した場合は、指定工事事業者の申し出により給配水装置工事しゅん工検査済書を交付する。

### 4. 管理者が行う検査

#### (1) 図面検査

- ① 工事位置が確認できるよう道路及び主要な建物等が記入された位置図がしゅん工平面図、しゅん工配管詳細図に添付されていること。
- ② 原則、北を上として作図されており方位が記入されていること。なお、北を上として作図されていない場合において、正確に方位が記入されていること。
- ③ 道路種別等周囲の状況が分かりやすいこと。
- ④ 平面図及び配管詳細図が整合していること。
- ⑤ 仕切弁のスピンドル高さが記入されていること。
- ⑥ 管種及び口径別に施工延長が記入されていること。
- ⑦ 使用材料ごとに管種及び口径が記入されていること。
- ⑧ 隠ぺいされた配管部分があるときは、別途に明記されていること。
- ⑨ 構造・材質基準に適合した材料を使用していること。
- ⑩ 汚染、破損、侵食、凍結等が予測されるときは、必要な対策を明記していること。
- ⑪ 主要な部分の埋設状況を分かりやすく、断面図で明記されていること。
- ⑫ その他管理者が求めた事項について、明記されていること。

#### (2) 実地検査

- ① 既設配水管口径及び深さ、寄りの確認
- ② ロケーティングワイヤーの設置確認
- ③ 他埋設物との離隔確認

- ④ 既設配水管からの分岐工事が適切であるか、水圧 1.25MPaで1分間の耐圧確認
- ⑤ 穿孔後のコアの確認
- ⑥ 口径、管路、構造・材質等の確認
- ⑦ 継手の接着剤、管接合、離脱防止等適切に施工されているか確認
- ⑧ 埋戻し、転圧の確認
- ⑨ 新設配水管及び宅内までの引込管の耐圧確認。水圧 0.7MPaで 10 分間の確認
- ⑩ 仕切弁等の高低確認
- ⑪ 仕切弁等の開閉状況の確認(開閉が容易にできること)
- ⑫ 仕切弁等のスピンドルの位置確認(仕切弁ボックス等の中心にあること)
- ⑬ 仕切弁等の鉄蓋の開閉方向(指定のと通りの向きになっていること)
- ⑭ 道路復旧の状態、路面の仮復旧、側溝等の復旧状態の確認
- ⑮ 残留塩素の確認

## 5. 実地検査の留意点

### (1) 耐圧試験

- ① 既設配水管からの不断水T字管による分岐について、不断水T字管を設置した後、穿孔に先立ち 1.25MPaの水圧で1分間の耐圧試験を行い、漏水の有無を検査員は確認する。  
なお、既設配水管の状態により 0.75MPaから 1.25MPaの範囲で調整できるものとする。
- ② 新設配水管の耐圧試験について、仕切弁の規格が 0.75MPaを使用することから、0.7MPaの水圧で 10 分間の耐圧試験を行い、漏水の有無を検査員は確認する。
- ③ 耐圧試験に関する作業は、指定工事事業者が行い、上下水道局はその確認を行う。

